



暑中お見舞い  
申し上げます

Yamamoto Acc office

山本総合会計

山本総合会計ニュース

編集 発行人  
税理士

山本孝久

〒152-0003

東京都目黒区碑文谷5-12-1

TS碑文谷ビル2F

TEL 03 (3791) 8863

FAX 03 (3791) 8292

## ◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

国 税／7月分源泉所得税の納付 8月10日

国 税／6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

8月31日

国 税／12月決算法人の中間申告 8月31日

国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間

申告(年3回の場合) 8月31日

国 税／個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日

地方税／個人事業税第1期分の納付

都道府県の条例で定める日

地方税／個人住民税第2期分の納付

市町村の条例で定める日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| .  | .  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | .  | .  |

ワン  
ポイント

**法定相続情報証明制度** 相続人が登記所に対し、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等と、この書類の記載に基づく法定相続情報一覧図を提出し確認されると、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しが無料で交付される制度。本年5月29日から始まっており、相続登記や預貯金の払い戻し等の相続関係手続に利用できます。

# パートの収入と課税・社会保険関係

パート収入は給与所得とされますが、夫婦の可処分所得で考えた場合、一方のパート収入が年百万円を超えていくと、可処分所得がむしろ減少する場合があります。これは積年の問題とされていますが、就労調整対策という観点から、平成二十九年度税制改正では、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがされています。

以下、ポイントを整理してみます。

## 1 所得税の規定

### 1 パート収入に対する税

パート収入は、給与所得とされ、課税される所得は、パートの年収から給与所得控除（最低六五万円）と基礎控除（三十八万円）などを差し引いた残額が対象となります。

つまり、一〇三万円以下であれば所得税はかかりません。

## 2 配偶者にパート収入がある場合

夫が主たる所得者であり、妻がパートで働く場合を例に考えてみますと、平成二十九年までは、妻のパート収入が一〇三万円までであれば、夫の所得に係らずに配偶者控除（三十八万円）が受けられます。

これが平成三十年からは、次のように改正されます。

### ① 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者に適用する配偶者控除について、担税力の調整の必要性の観点から、その居住者本人の所得に応じて制限が設けられます（図表1）。そして、合計所得金額が一〇〇〇万円を超える居住者については、配偶者控除が適用されないことになりました。

### ② 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる

配偶者の合計所得金額は三十八万円超一二三万円以下（改正前三十八万円超七六万円未満）とされます。つまり、給与所得だけの配偶者については、給与収入二〇一万円（改正前一四一万円）までであれば、配偶者特別控除の対象となります。

そして三十八万円の控除額が適用される配偶者の給与収入の上限額が一五〇万円に引き上げられます（図表2、3）。

また、配偶者控除と同様、配偶者特別控除についても、居住者本人の所得に応じて図表2に掲げる新たな制限が設けられます。そして、改正前のおり、合計所得金額が一〇〇〇万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用がありません。

※ 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除でも、同様の措置が平成三十一年から実施されます。

## 2 住民税の規定

住民税の非課税限度額は三五万円と所得税の基礎控除より三万円低いので、パート年収が

一〇〇万円以下ですと、給与所得が三五万円以下となり、住民税の所得割はかかりません（均等割は課税されることがあります）。



## 3 社会保険の規定

### 1 一〇六万円の壁

平成二十八年十月より短時間労働者に対する厚生年金（社会保険）適用基準が緩和され、次の全ての基準を満たす場合、勤務先で社会保険に加入しなければならぬことになり、手取り収入が減少する事態となりました。

① 労働時間が週二〇時間以上であること

② 一か月の賃金が八・八万円（年収一〇六万円）以上であること

(図表 1) 平成 30 年からの配偶者控除

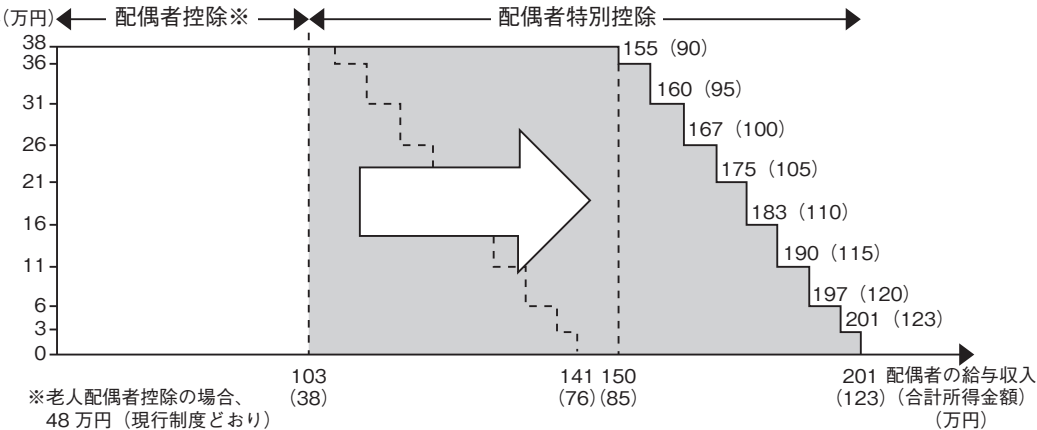
| 居住者の合計所得金額         | 控除額     |           |
|--------------------|---------|-----------|
|                    | 控除対象配偶者 | 老人控除対象配偶者 |
| 900 万円以下           | 38 万円   | 48 万円     |
| 900 万円超 950 万円以下   | 26 万円   | 32 万円     |
| 950 万円超 1,000 万円以下 | 13 万円   | 16 万円     |

(図表 2) 平成 30 年からの配偶者特別控除

| 配偶者の合計所得金額       | 本人の合計所得金額と控除額 |                  |         |
|------------------|---------------|------------------|---------|
|                  | 900 万円以下      | 900 万円超 950 万円以下 | 950 万円超 |
| 38 万円超 85 万円以下   | 38 万円         | 26 万円            | 13 万円   |
| 85 万円超 90 万円以下   | 36 万円         | 24 万円            | 12 万円   |
| 90 万円超 95 万円以下   | 31 万円         | 21 万円            | 11 万円   |
| 95 万円超 100 万円以下  | 26 万円         | 18 万円            | 9 万円    |
| 100 万円超 105 万円以下 | 21 万円         | 14 万円            | 7 万円    |
| 105 万円超 110 万円以下 | 16 万円         | 11 万円            | 6 万円    |
| 110 万円超 115 万円以下 | 11 万円         | 8 万円             | 4 万円    |
| 115 万円超 120 万円以下 | 6 万円          | 4 万円             | 2 万円    |
| 120 万円超 123 万円以下 | 3 万円          | 2 万円             | 1 万円    |

(図表 3) (例) 納税者本人の給与と収入が 1,120 万円以下の場合  
(合計所得金額が 900 万円以下の場合)

財務省資料



と  
③ 勤務期間が一年以上見込まれること  
④ 勤務先が従業員五〇一人以上の会社であること  
⑤ 学生でないこと  
2 一三〇万円の壁  
前記④に該当しない中小企業に勤務する短時間労働者については、従来からの四分の三ルールが適用され一日八時間、月二〇日の勤務日数の場合、「週三労働」で社会保険に加入となります。この場合でも、年収一三〇万円未満であれば扶養基準を満たすため、社会保険の「一三〇万円の壁」と呼ばれています。

4 総合的検討

前記のほか、夫が会社員ですと、夫の会社の家族手当にも影響するので、家族手当の支給基準なども確認する必要があります。いずれにしても、就業調整するかどうかは、職場や家族環境と経済的メリット等のバランスをとりながら検討することになります。



## 暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

この6月から郵便料金が見直され、ハガキの料金が引き上げられるとともに定形外郵便物と、ゆうメールに「規格外」料金が設定されました。郵便料金の改定は、消費税増税時を除き22年振りとのことです。一方、大手宅配便業者が再配達制度を見直しています。ともに、人件費単価の上昇や持ち戻り・再配達によるコスト増が背景にあります。

高齢化の影響による公的年金受給額の減少分を補うために、政府は私的年金である確定拠出年金制度を見直し、普及を図っています。本年からは個人型確定拠出年金(iDeCo = イデコ)に基本的に全ての人が加入できるようになりました。ただし、税制上の優遇措置は魅力ですが、加入者自身が運用商品を選択するので選択次第で受取額が異なってくることも頭に入れ、加入を考える必要があります。

総務省の発表によると、本年3月8日現在の人口に対するマイナンバーカードの交付枚数率は全国平均で8.4%にとどまっています。便利さが感じられないのが原因でしょうか。利活用の一層の改善が求められます。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

## 財産債務調書の提出 相続により取得した財産の取扱い

財産債務調書の提出義務は、その年の12月31日時点で判断するため、相続人の財産債務調書の提出義務については、①その年の12月31日時点で遺産分割が行われていない場合は、法定相続分であん分した価額により判断し、②遺産分割により相続人それぞれの持分が定まっている場合は、それぞれの持分に応じた価額により判断します。

なお、遺産分割が行われた場合、相続人は、相続開始時に遡って、被相続人の財産を取得することとなりますが、この遡及効は、遺産分割までの共有状態を否定するものではありません。そのため、提出後に遺産分割が行われた場合に、遺産分割による持分で再計算した財産債務調書を再提出または新たに提出する必要はありませんが、遺産分割の結果を踏まえ、訂正した財産債務調書を再提出または提出してもよいこととされています。

## 法人設立届出書等についての手続の簡素化

企業が活動しやすいビジネス環境整備を図る観点から、法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」について、平成二十九年四月一日以後、法人設立届出書等の一定の届出書等への添付が不要となりました。

また、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、異動前と異動後の双方の所轄税務署に提出が必要とされていた異動届出書等については、提出先のワンストップ化が行われました。平成二十九年四月一日以後の納税地の異動等により、異動届出書等の一定の届出書等を提出する場合、異動後の所轄税務署への提出が不要となりました。